

応急手当の知識

いま走っているモータリー・バイク十台のうち二台が無保険(無共済)——あなたのバイクは保険や共済に加入していますか。自動車や自転車とは一味ちがつた便利さが受けて、モーター・バイクの利用者が増えています。こうしたモーター・バイクの普及とともに増加しているのが、人身事故です。万一、事故を起こすと、被害者はもとより加害者も、精神的にも物質的にも大きな打撃を被ります。ましてや無保険・無共済で死傷事故を起こしたら大変です。損害賠償のため、一生、借金に追われるようになりますからねません。

高い所から落ちたり、交通事故などで強い衝撃を受けると、骨が折れてしまうことがあります。衝撃を受けた部分やその周辺がひどく痛むときは、一応、

骨折を疑つてみる必要がありま
す。
骨が折れていると、次のよう
な変化が表れます。

バイクの自賠責保険（共済）

志ねこ・おせなか



“つい、うっかり”では済まない……

これは法律によつて義務づけられてゐるもので、無保険・無共済のままモーター・バイクに乗ると、六か月以下の懲役または五万円以下の罰金が科せられます。さらに、違反点数は六点となり、免許停止の処分を受けます。

保険料・共済掛金は一年契約の場合五千三百円、二年ものが六千六百五十円、三年ものは七千九百円で、長期契約ほど割安になります。

加入の申し込みは、最寄りの損害保険会社かその代理店（モーター・バイク店、自転車店など）、農協でどうぞ。

そこで、万一、人身事故を起こした場合、損害賠償をスムーズにできるようするため、モーター・バイク保有者は損害保険会社の自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）か、農協の自動車共済のどちらかへ加入しなければならないことになつてい

モーター・バイクには車検制度がないこともあって、一度加入していくとも期限ごとの再契約を忘れるがちです。現在、全体の約二割が無保険・無共済のまま走っています。モーター・バイクをお持ちのみなさん、いま一度ご確認を――。

全身……脈拍が弱くなる／脈拍の数が増える／呼吸が困難になる

骨折部分……はれる／変形する／皮膚の色が変わつてくる／動かしたり、触れたりすると痛む／動かせない／骨が外に飛び出している

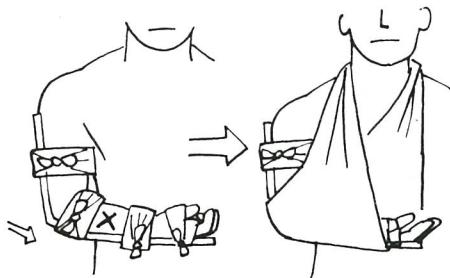
骨折を大きく分けると、表面に傷がなく骨だけが折れている場合（单纯骨折）と、外傷を半

血を行わなければなりません。
骨折の疑いのある場合には、
その部分をできる限り動かさな
いようにして病院へ――。骨折
の応急手当では、病院へ運ぶ前
に、骨折部を保護して動かない
よう固定することです。

骨折部の固定は、骨折の疑わ
れる部分だけでなく、その部分
を中心とした両端の関節を含む
範囲で行います。

腕の固定

×印=骨折部分



すねの固定

両側から固定した場合

